

# 春日部市立江戸川小中学校 スクールバス運行計画

春日部市教育委員会

平成30年12月

## 【目次】

1. 運行日、回数等について	1
----------------	---

2. スクールバスの利用手続き	2
-----------------	---

3. スクールバスを運行するにあたっての責務	3
------------------------	---

4. 運行に関する留意事項	5
---------------	---

5. 緊急時の対応について	5
---------------	---

### (資料編)

1. 春日部市立江戸川小中学校スクールバスの利用に関する要綱	6
--------------------------------	---

2. 運行ルート	10
----------	----

## 1. 運行日、回数等について

---

### (1) 運行日

原則、児童が登校する日とします。

### (2) 運行便数

4ルート（宝珠花2ルート 富多2ルート） ※P10参照

各ルート 登校時 1便 下校時 3便

※運行時間については別に定めます。

### (3) 乗車対象者

春日部市立江戸川小中学校区内に居住している前期課程1年生から6年生

### (4) バス乗降場所について

バスの乗降場所は、概ね自宅から300mを目安になるよう設置します。

また、スクールバスの運行路線で、児童が安全に乗降しやすい場所等を考慮して設置します。

### (5) 運行車両等について

(ア) 運行する車両は、支障なくスクールバスの運行を達成できるものを使用します。

(イ) 運行する車両は、乗車する児童全員が1人1座席で着席することができ、全ての座席にシートベルトが装備されているものを使用します。（補助席を含む）

(ウ) 運行する車両は、毎日同一の車両を使用します。故障等により車両が使用できなくなった場合は予備車両で運行します。

## 2. スクールバスの利用手続き

---

スクールバスの利用等に当たっては、下記のとおり手続きを行います。これに基づき学校はバス利用者名簿を作成します。

- (1) スクールバスを利用する児童又は利用しない児童の保護者は、スクールバス利用に関する届出書（様式第1号：P 7参照）を校長に提出します。
- (2) スクールバスの利用を変更又は取りやめる児童の保護者は、スクールバス利用変更・辞退届出書（様式第2号：P 8参照）に通学方法を記載し校長に提出します。
- (3) 学校は、スクールバス利用に関する届出書を基にバス乗車名簿を作成し、教育委員会教育長にスクールバス利用報告書（様式第3号：P 9参照）を提出します。

※1 スクールバスを利用しない場合には、保護者の責任において通学をお願いします。

※2 希望者全員が乗車できますが、特定のルート内で、乗車定員を超えた場合には、乗降場所等を変更していただく場合があります。

※3 スクールバスの利用に当たって、保護者の費用負担はありません。

### 3. スクールバスを運行するにあたっての責務

---

#### (学校)

- (1) 学校は、スクールバス利用届出書を基にバス乗車名簿を作成します。
- (2) 学校は、児童がバスの中で安全に過ごすよう指導を行います。
- (3) 学校は、年間及び月間計画表を作成し、バス事業者と運行について協議し、円滑なスクールバスの運行に努めます。
- (4) 学校は、都合により、下校時刻を変更する場合には、事前に変更通知や学年だより、一斉メールで保護者に連絡します。
- (5) 学校は、運行に際し、バス事業者から大幅な遅延が発生する旨の報告を受けた場合には、一斉メール等で保護者に連絡します。
- (6) 学校は、事故や災害が発生した場合には、児童の安否やけが等の確認を行うとともに、保護者やバス事業者と連携を図ります。
- (7) 学校は、運転士や保護者からの事故や欠席等の報告を受けられる体制を整備します。

#### (バス事業者及び運転士)

- (1) バス事業者は、運行開始前に運転士の健康状態の確認を行うなど、健康管理に万全を期するようにします。
- (2) バス事業者は、児童が安心して乗車できるよう、運転士を配置します。
- (3) バス事業者は、安全運行及び運行業務に関する研修を十分に行います。
- (4) バス事業者は、児童の乗降時の安全確保並びに乗車、降車人数の確認を乗車名簿等で行います。また、乗車名簿に基づき降車場所の案内を行います。
- (5) バス事業者は、運行に際し、大幅な遅延が発生する場合には、速やかに学校に報告します。
- (6) 運転士は、運行業務を円滑に遂行するため、業務に支障がないよう事前に運行ルート等を把握します。
- (7) 運転士は、必ずシートベルトを着用するよう児童に指導します。

### (スクールバス利用児童の保護者)

- (1) 保護者の了解のもと、自宅からバス乗降場所までの安全管理を行ってください。
- (2) 児童がバスの中で安全に過ごすよう家庭で指導を行ってください。
- (3) 決められた時刻・場所以外のバスに乗車することはできません。
- (4) 乗車時刻を過ぎた場合、バスは出発します。
- (5) 児童の体調がすぐれない場合には、バスに乗車させないでください。
- (6) バスに乗らなかった場合は、保護者の責任において学校まで送り届けてください。

### (スクールバスを利用する児童)

#### (1) 登校時

- ① 集合……発車予定時刻の5分前までに各乗降場所に集合してください。
- ② 乗車……並んだ順に乗車し、自分の学年、組、名前を運転士に伝えてから決まった座席にすわり、シートベルトをしてください。
- ③ 車中……絶対に立ったり歩いたりしてはいけません。  
運転士の指示に従ってください。
- ④ 降車……バスが完全に止まってから運転士の指示に従って降り、昇降口に向かってください。

#### (2) 下校時

- ① 集合……下校時刻に、昇降口に集合してください。
- ② 乗車……並んだ順に乗車し、自分の学年、組、名前を運転士に伝えてから決まった座席にすわり、シートベルトをしてください。
- ③ 車中……絶対に立ったり歩いたりしてはいけません。  
運転士の指示に従ってください。
- ④ 降車……自分が降りる乗降場所で、バスが完全に止まってから、運転士の指示に従って、自分の学年、組、名前を運転士に伝えてから降りてください。  
バスが乗降場所を発車した後、まわりの安全を確認してから家に向かってください。(飛び出してはいけません。)

#### 4. 運行に関する留意事項

---

- (1) 教育委員会は、運行開始から2週間（10日間）の期間において、運転士以外の添乗員（バス事業者）を車内に配置し、円滑なスクールバスの利用が定着するように努めます。
- (2) 教育委員会は、安心・安全にスクールバスを運行するため、学校、PTA等と適宜意見交換を行います。
- (3) 教育委員会及び学校は、バス事業者との連携を密にし、スクールバス運行に関する情報を共有するよう努めます。
- (4) 教育委員会及び学校は、必要に応じて記載内容の見直しを行います。
- (5) 記載のない事項については、教育委員会、学校、バス事業者で別途協議します。

#### 5. 緊急時の対応について

---

##### **（バス乗車中に災害、急病人、事故等が発生した場合の対応）**

- (1) 運転士は、周囲の状況を確認したうえで、バスを安全な場所に停車します。
- (2) 運転士は、停車後、直ちに車内外の状況を確認し、必要に応じて救急車の要請や警察への連絡等を行います。また、学校に状況を報告し、対応を協議します。
- (3) 学校は、必要に応じて現地確認や保護者への連絡を行います。

##### **（台風・降雪等の悪天候時の対応）**

- (1) 学校は、登下校のバス運行に支障をきたす恐れがある場合には、バス事業者と協議し、スクールバスの運行時間の変更を判断します。
- (2) 学校は、バス事業者との協議の結果、スクールバスの運行時間を変更する場合には、速やかに保護者に連絡します。

上記の他、必要な事項は、別に定めます。

春日部市立江戸川小中学校スクールバスの利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日部市立江戸川小中学校（以下「江戸川小中学校」という。）に通学するためのスクールバス（以下「スクールバス」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用管理者)

第2条 スクールバスの利用管理者（以下「管理者」という。）は、春日部市教育委員会教育長をもって充てる。

(利用対象児童)

第3条 スクールバスを利用することができる者（以下「利用対象児童」という。）は、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則（平成30年規則第4号）別表第1に規定する江戸川小中学校の学区内に居住し、かつ、通学している児童とする。

(運行路線及び乗降場所)

第4条 スクールバスの運行路線及び乗降場所は、江戸川小中学校の校長（以下「校長」という。）の意見を聞いて管理者が定めるものとする。

(利用手続等)

第5条 利用対象児童の保護者は、スクールバスの利用の有無について、あらかじめスクールバス利用に関する届出書（様式第1号）を毎年度校長に提出しなければならない。

2 前項の規定によりスクールバスの利用に関する届出をした保護者であって、その利用を変更し、又は取りやめるものは、スクールバス利用変更・辞退届出書（様式第2号）を校長に提出しなければならない。

(利用対象児童の報告)

第6条 校長は、スクールバスを利用する児童について、スクールバス利用報告書（様式第3号）により、速やかに管理者に報告しなければならない。

2 校長は、スクールバスを利用する児童（新たにスクールバスを利用する児童を含む。）の利用内容に変更があった場合は、スクールバス利用報告書により、速やかに管理者に報告しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。



年 月 日

スクールバス利用に関する届出書

春日部市立江戸川小中学校長 あて

保護者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

春日部市立江戸川小中学校スクールバスの利用に関する要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

住 所			
児童氏名		電話番号	
学校名	春日部市立江戸川小中学校	(新) 学年	年
利用路線		乗降場所	
利用の有無 (いずれかに○)	<b>利用する</b> ・登下校時とも ・登校時のみ ・下校時のみ	<b>利用しない</b>	
利用期間	年 月 日から 年 月 日		
備 考	※「登校時のみ・下校時のみ」を選択された理由を記入してください。		

※対象の児童が複数いる場合は、1人につき1枚提出してください。

※備考欄に通学方法を記入して、学校までの経路図を添付してください。

年 月 日

スクールバス利用変更・辞退届出書

春日部市立江戸川小中学校長 あて

保護者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

春日部市立江戸川小中学校スクールバスの利用に関する要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

住 所			
児童氏名		電話番号	
学校名	春日部市立江戸川小中学校	(新) 学年	年
利用路線		乗降場所	
変更又は辞退する 内容 (いずれかに○)	利用を変更する ( 年 月 日から) ・登下校時とも ・登校時のみ ・下校時のみ		利用をやめる ( 年 月 日から) ・登下校時とも ・登校時のみ ・下校時のみ
	※理由を記入してください。		
備 考			

※対象の児童が複数いる場合は、1人につき1枚提出してください。

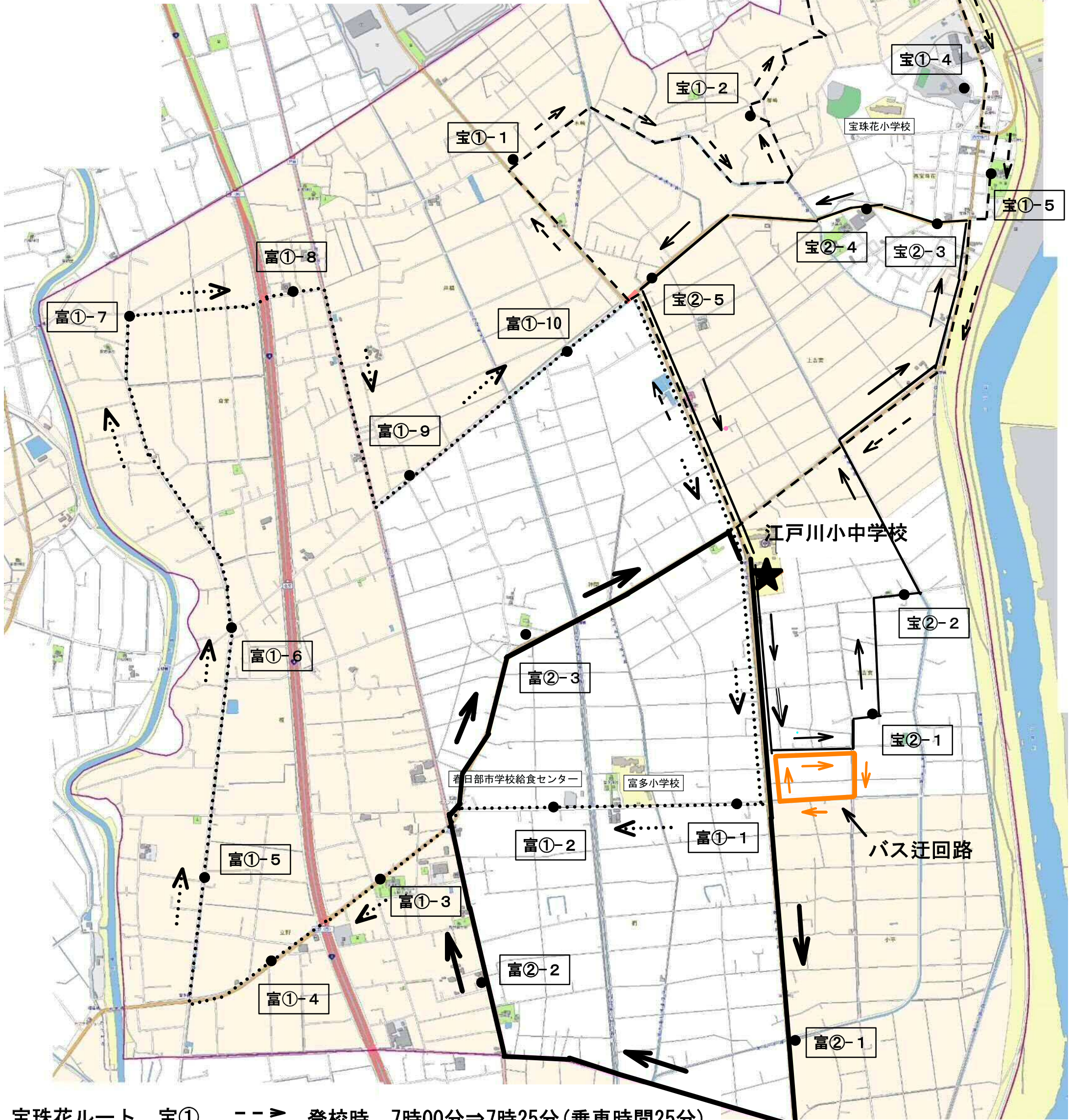
※備考欄に通学方法を記入して、学校までの経路図を添付してください。



# 運行ルート

マイクロバス 2 台  
(宝珠花ルート 1 台・富多ルート 1 台)

● 乗降場所



宝珠花ルート	宝①	--->	登校時	7時00分⇒7時25分 (乗車時間25分)
宝珠花ルート	宝②	—>	登校時	7時25分⇒7時50分 (乗車時間25分)
富多ルート	富①	.....>	登校時	7時00分⇒7時30分 (乗車時間30分)
富多ルート	富②	—>	登校時	7時30分⇒7時50分 (乗車時間20分)